南砺市

定例記者会見資料（１０月）

担当課　財政課
担当者　財政係・山田
☎0763-23-2004

［令和９年度当初予算編成方針「骨子」について］

［総合計画「後期まちづくりプラン」を推進し、「選ばれるまち」へ］

・令和9年度当初予算の編成にあたり、「歳入」及び「歳出」のそれぞれにおける各重点事項について、その骨子をまとめたもの。

■内容説明

＜歳入＞

市税、交付税（普通交付税・特別交付税）、地方債、基金、譲与税、国・県支出金等、財源確保に向けた取組みを徹底すること、自主財源を能動的に創出する「稼ぐ仕組み」へ取り組むこと

＜歳出＞

人口減少社会を前提とし、限られた資源の最適化（スマートシュリンク）を念頭に、「選ばれるまちづくり」への再構築を推進し、持続可能な市政運営の実現を目指すこと

●重点事業関連

①第２次総合計画「後期まちづくりプラン」実現のための取組み
（「選ばれるまち」として、将来に希望を持てる地域をつくるために、必要な施策を推進）

②未来に向けた投資を呼び込む「稼ぐまちづくり」へ向けた環境整備
（PLAYEARTHPARK事業等を契機とした産業の強靭化、「投資を呼び込み、稼ぐまちづくり」へ向けた取組みを推進）

③スマートシュリンクをより一層加速化・深化させ、最適化を図る
（公共施設再編・施設維持管理、既存事業のスクラップアンドビルド、AI・DXによる効率化）

※その他詳細については、別添、「令和9年度予算編成方針（骨子）」を参照願います。

R8.10.7　定例記者会見
財政課資料

令和９年度予算編成方針（骨子）

■大前提～スタートラインに立つための条件～

市内における大規模投資を契機として、南砺市は新しいフェーズへ移行しようとしている。しかしながら、人口減少社会が前提となった今日、あらゆる場面において前例を踏襲することなく、新しい価値観へ転換することが求められている。だからこそ今、現状を客観的に見つめ直す「自制心と冷静さ」が必要である。南砺市が単に「生き残るまち」にとどまるのではなく、「選ばれるまち」へと成長を遂げるために、確固たる意思と主体性を持って「来るべき未来」への準備を進める時である。

ついては、令和９年度予算編成にあたっては、以下の事項を前提として進めることとする。

①人口減少社会という現実

令和７年国勢調査の人口速報値は、前回調査（令和２年）より 3,992 人減の 43,945 人、減少率は 8.3%となった。日本社会全体が 2000 年代後半以降、人口減少局面に入っている中で、市の人口動態においても、出生数の低迷や都市部への人口流出を要因として、人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。まちづくりにおいては、この現実から目を逸らすことなく、受け止め、適応していくことが求められている。

②スマートシュリンクへの取組み

人口減少社会がもたらす労働力不足や地域衰退などの課題に対し、事業や規模を拡大するのではなく、公共サービスを最適化・効率化し、地域全体の生活の質を維持・向上させつつ「賢く縮小していく」ことが求められている。

③AI・DX の活用

スマートシュリンク（賢い縮小・資源最適化）を実現するためのコアとなるエンジンが AI・DX である。機械化・自動化により効率化を図り、労働力不足の解消と生産性向上を達成することで、人口減少社会においてもサービスの質を落とさずにリソースを適正化していくことが求められている。

●歳入に関すること

自主財源を能動的に創出する「稼ぐ仕組み」への転換を多角的アプローチにより加速させること。

≪ 市税他≫

①課税の適正性・公平性を確保する
②共感型財源の最大化（ふるさと納税制度等の積極的推進）
③アセットマネジメントによる収益化（ネーミングライツ、借地解消等の推進）

①市政運営の根幹となる「市税」は、国が進める継続的な賃上げが実現されれば安定的な増加要因となることが期待されるが、一方では人口減少による将来的な影響も懸念され、依然楽観視できない状況である。納税義務者数の適正な把握、市内事業所の景況

感調査等を徹底し適正な課税を行うとともに、滞納繰越分の徴収についても、引き続き取り組みを強化し、税収入の確保に全力をあげて取り組む。
②ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングをより一層積極的に展開すること。これらは、単なる寄附金ではなく市の施策に対する「投資と共感のバロメーター」であることを認識し、取り組むこと。
③ネーミングライツ、広告事業の導入、借地解消や遊休資産の活用を推進すること。市有資産を「コストの源泉」から「収益の源泉」へと転換し、あらゆる角度から自主財源の確保を図ること。

≪ 交付税 ≫
①前年度並みの交付額を想定。予算割れが生じないよう適正に算出
②特別交付税は、国へ特殊財政事情等への支援を要望

歳入の約４割を占める地方交付税のうち**「普通交付税」**については、人口要素の減少に起因し、中長期的には漸減傾向にあるものの、インフレ・行政コスト増を補填するための見直し補正などを考慮し、現時点では前年度並みの交付額を想定している。
しかしながら、基準財政需要額においては、地方債償還が令和５年度にピークを迎えた公債費分や人口減少により中長期的には減少圧力となること、また、基準財政収入額においては、大型投資の実現により、市税が大幅に増加した場合の減額調整なども、交付税額に影響を及ぼす要素となってくる。国の制度設計をしっかりと見極め、予算割れが生じないよう適正な算出を行う。
「特別交付税」については、その算出にあたって算定基礎数値の洗い出しを徹底するとともに、本市の特殊財政事情等への支援について、引き続き国への要望を行い、総額の確保に努める。

≪ 地方債 ≫
・徹底した地方債の厳選と地方債残高の抑制に努める

「地方債」については、ハード事業及び地域活性化イベント等のソフト事業などについて、引き続き「過疎対策事業債」や「辺地対策事業債」が重要な財源となっている。
しかしながら、過疎地域の増加に伴う近年の全国的な要望額の増加により、要望通りの配分とはならないことが想定されるため、緊急防災・減債事業債や緊急自然災害防止対策事業債、防災減災・国土強靭化緊急対策事業債、脱炭素化推進事業債など、他の有利な地方債の充当についても十分考慮する。また、時限的制度（令和８年度で終了）となっているものについては、引き続き適用期間の延長についても国に働き掛けていく。

≪ 基金 ≫
①繰入基準に従い、適正、的確に繰入れを実施
②人口対策特別枠（５億円）の財源として活用

「基金」については、繰入基準に従い繰り入れるものとし、特に、減債基金、施設等整

備基金、すこやか子育て基金、過疎地域自立促進基金、商工観光振興基金及びこども未来創造基金等については、後年度事業計画に基づき、適正な繰入を実施していく。
　財政調整基金については、標準財政規模の 10～15%程度を確保することとしており、現時点で保有額に問題はないと考えているが、義務的経費等の補填として今後、現状のペースが継続した場合には、数年で目標適正水準を割り込むリスクがあることから、より厳格な運用を念頭に予算編成にあたる。
　地方創生推進基金は第２次総合計画後期まちづくりプランの着実な推進のために積み立てており、令和９年度は、計画通り２億円を該当事業への財源として繰り入れることとする。また、人口減少に集中的かつ的確に対応するため、令和９年度予算においても「人口対策特別枠」を設けることとしており、これに必要な財源を繰り入れる。

≪ 譲与税等 ≫
・国の動向等を十分見極め、正確な試算に基づき、予算に反映

　経済情勢や総務省の地方譲与税収入見込等を基に適正に試算し、予算計上するものとする。

≪ 国・県支出金 ≫
・国・県の各種施策の情報収集を徹底し、財源の確保に努める

　特に、物価高対策に係る補助金をはじめ、国・県の予算等における各種施策の情報収集を徹底し、本市の各種施策との整合性を踏まえ、速やかな交付申請により財源の確保に努める。また、国の「地域未来交付金」のように様々なメニューを持つ交付金があることから、本市の課題解決のため積極的に活用する。

●歳出に関すること

人口減少社会を前提とし、スマートシュリンク（賢い縮小・資源最適化）を念頭に、「選ばれるまち」への再構築を推進すること。

　2000 年代後半以降、日本社会全体が人口減少局面に入っており、令和 7 年国勢調査の人口速報値は、43,945 人（R2 比 3,992 人減、減少率 8.3%）となり、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることを如実に示す結果となった。南砺市人口ビジョン改訂版においては、若者のＵＩＪターンの促進、充実した子育て環境の提供など、市の強みを活かした施策を推進し、関係人口の創出・拡大を進めることで、目標達成を図ることとしている。総合計画改定版においても、重点項目として「若者が未来に希望がもてるまちを目指す」を掲げ、本市の最大の課題である「人口減少」に立ち向うため、住み続けられる場所や活躍する場として、若者に選ばれるまちを目指すことで、将来に希望のある地域となるよう取り組むこととしている。

　人口減少社会を前提とし、改めて「市民の幸福」に思いを馳せ、サービスにおいては量

ではなく高質化を目指し、「何を作ったか」ではなく「何が変わったか」に価値をシフトするとともに、職員とともに市民や地域のマインドも変えていくことが求められている。ハード整備中心の「モノ作り」から、市民・地域が持つ潜在的なパワーや人・情報・場所を改めて「繋ぎ直し、活かす」環境を構築するところが、知恵の出しどころである。

総合計画並びにそれを補完する各種個別計画・戦略を着実に推進し、「選ばれるまち」になるための取り組みを実施すべく、以下の重点項目に全庁一丸となって取り組むものとする。

≪ 重点事業関連 ≫

１．「後期まちづくりプラン」実現のための取組み

〇後期まちづくりプランでは、「選ばれるまち」をゴールとし、将来に希望の持てる４つの「目指すべきまち」の姿を掲げ、その実現のための施策に取り組むこととしている。それらの施策をより重点的に推進することを目途とし、引き続き令和９年度当初予算に「人口対策特別枠」として５億円規模の事業枠を確保する。プランは３年目に入り５年計画の折り返しとなることから、計画との齟齬確認、PDCA サイクルによる成果管理の徹底、閾（しきい）値の見直し等、現実とすり合わせながら、計画実現を図ること。

（１）南砺での暮らしが若者に選ばれるために

① 仲間を増やし、結びつきを生み出す交流の機会の創出
② 若者に選ばれる企業の育成・誘致の促進やプレイアースパーク事業などとの連携
③ 移住・定住に向けて若者の希望に合う居住環境の整備
④ 共働き・共育てができる社会の実現

（２）若者がいきいきと活躍するために

① 自分のスキルを生かし、やりたいことの自己実現への支援
② 多様な学びの環境を整備し、南砺に住みながら活躍できるグローバル人材を育成
③ 二地域居住に向けた環境の整備
④ 若者や女性の意見を積極的に受け入れ、多様な視点を取り入れる社会の実現

（３）若者が住み続けるまちの実現のために

① 誰もが移動しやすい交通体系の実現
② 様々な人がつながりあえるまちづくりの推進
③ ジェンダーギャップの解消や寛容性の醸成
④ 日常生活をワクワクしながら楽しめるまちづくりの推進

２．未来に向けた投資を呼び込む「稼ぐまちづくり」へ向けた環境整備

〇経済成長の萌芽である PLAY　EARTH　PARK や aremoa 等との連携強化、次なる稼ぎ頭の育成サポートを推進し、新規事業・新規産業の受け皿となる環境を整備することで、「未来へ向けた投資」を呼び込む。そして、これらの投資と連動し、更なる相乗効果を生み出すために、南砺の強みや伸びしろ、潜在的な市の資源、魅力をブラッシュアップし、「稼ぐまちづくり」へ向けた体質強化を図ることで、地域経済の持続的成長を目指す。

（１）PLAY　EARTH　PARK 事業等を契機とした市内産業の強靭化

令和９年に PLAY　EARTH　PARK や aremoa が本格オープン予定であり、これを呼び水として、周辺における投資や関連事業の動きも活発化している。この機運を逃すことなく、地域資源（地場産業・地域の歴史・文化資源）を活用した宿泊・体験型コンテンツのマネタイズ等、潜在成長力の底上げとともに人材育成ならびに確保、魅力発信力の強化を図り、観光産業をはじめとした市内産業全体の強靭化に取り組むものとする。

（２）「投資を呼び込み、稼ぐまちづくり」へ向けた戦略的環境整備

政府は、令和８年７月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太方針 2026）において、「強い経済」の実現を掲げるとともに、地方創生の総合戦略「地域未来戦略」においても、「地方への大規模投資と産業クラスター形成を軸に「強い地域経済」の構築を図るとして、17 の戦略分野への官民投資を呼び込み、地域産業の成長、生活インフラの維持、魅力ある地方づくりを一体的に進める」としており、令和８年９月 11 日には、富山県及び南砺市が申請していた経済産業省の GX 戦略地域（データセンター集積型）の計画が認定されたところである。こうした国の方針を最大限活用し、地域経済を活性化し、民間事業者の投資を呼び込む施策を推進するものとする。

データセンター（DC）は、骨太方針 2026 で示された 17 の戦略分野においても、AI 時代における国家の供給力・経済安全保障を支える核心的な成長・インフラ基盤として位置づけられており、「半導体」や「エネルギー・再エネ・蓄電池」、「光通信技術」等、関連産業と一体で大きな経済波及効果を生む事が期待されている。派生する需要を取り込み、次の施策へ展開していけるよう、全庁一丸となって**新たな投資を呼び込む「稼ぐまちづくり」へ向けた環境整備**を進める。あわせて、市民への地域振興・経済波及効果の最大化を客観的な評価指標として、関連施策の展開を図ること。

３．スマートシュリンクへ向けた取組みをより一層加速化・深化

〇人口減少社会において、過去の拡大期における常識や前例を踏襲した行政運営を維持することは極めて困難である。この現状と認識を市民と行政で深く共有し、「拡大・成長」から「質の向上、集約・効率化」へ転換する「スマートシュリンク（賢い縮減）」へのマインドシフトを加速させ、持続可能なまちづくりの具体策を着実に実践していく。

（１）都市機能・土地利用の再構築

市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和７年度決算において 97.3％と過去最悪値を更新し、財政の硬直化は依然として深刻な状況にある。その大きな要因の１つは公共施設の維持補修費の増高であることから、第２次公共施設再編計画（改訂版）の着実な実行に努め、全庁一丸となって徹底した取組を実施していくこと。

また、令和９年度から着手を予定している都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定を踏まえ、長期的な生活サービス機能の集約・再編・拠点化を図り、急激な人口減少社会においても持続可能な「よりよい暮らしへの導き」を推進する。

再編計画上、維持すべき施設に関する施設修繕・更新・改修経費については、計画的

に適切な予算措置を行う。ただし、事業の適否判断にあたっては、対象施設の残存年数やおよび必要な投資額に関する確認作業を厳密に行うものとする。

維持しない施設については、民間事業者による利活用の可能性を幅広かつ積極的に検討する。活用が見込めないものについては、計画的な解体撤去を進めることとするが、解体後の跡地利用方針等については、庁内連携のもと十分な精査を行い、地域振興や課題解決に資するよう取り組むこと。

公共施設の LED 化については、令和 8 年度に整備した「南砺市 LED 整備計画（案）」に準じて、整備を進めていくものとするが、決して後戻りや過剰投資とならぬよう十分精査すること。

（２）事業の再構築

長期間に渡って実施されている事業等については、当初の目的が薄れていたり、固定化・既得権益化している可能性が高い。全ての既存事業について改めて実施効果および妥当性を精査・評価し、廃止や縮小を含めた徹底的な見直しを行うこと。なお、新規事業については原則、既存事業とのスクラップ・アンド・ビルド（トレードオフ）を前提とし、下記の判断基準を十分参酌の上、検討すること。

【新規事業要求における判断基準】

①本質的か（目的適合性・効果性）

・対象とする課題の解決に真に資する内容であるか。

・地域住民や関係主体に対し、具体的な行動変容を促す仕掛けや効果が見込めるか。

②主体的か（主体性・独自性）

・外部からの提案や受託等に依存せず、担当部署として明確な意思および目的意識をもって立案した事業であるか。

③計画的か（妥当性・根拠性）

・思いつきや客観的根拠を欠くものではなく、十分な検討時間と根拠（データ・実態調査等）に基づき構築された事業であるか。

（３）AI・DX による再構築

人的資源が不足する中で、生産性向上を目指すには、AI・DX による効率化が大きな武器になる。AI・DX を前提とした機械化・自動化による効率化を積極的に推進し、それにより生み出された時間を「行政サービスの質の向上」に再配分することで、生産性向上に取り組むこと。これは同時に職員の働き方改革へ向けた大きな推進力となることを意味するものであり「職員を元気にし、市民サービスを向上させる未来への挑戦」に取組み、効果の最大化を目指すこと。

≪ 企業会計関連 ≫

〇地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則（地方公営企業法第３条）としており、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる「独立採算制」が原則とされている。このことを踏まえ、各公営企業においては、昨年度までに策定した経営強化等のための計画の達成に向け、引き続き、

事業改革を推進するものとする。

１．病院事業

病院事業においては、市議会「医療のあり方検討特別委員会」での議論を経て、二次医療圏で完結する医療提供体制の構築に向けた市立２病院の機能分化について合意されたことから、改正後の「南砺市病院事業将来ビジョン」の指針に基づき、基本構想の策定を着実に進める必要がある。また、人件費の増加や物価高騰により、全国で医療機関の廃院が過去最大となっており、県内においてもほぼ全ての公的医療機関において赤字経営が続いている。新たな地域医療構想に基づく市立２病院の機能分化や基幹病院との連携強化には３年程度必要と見込まれ、再編による経営指標の改善が収支計画に反映されるまでにはさらに２、３年程度必要と見込まれる。このいわゆる移行期間においても、事業運営に要する経常的な経費や医療機器、病院建物設備の更新など臨時的な建設経費が発生し続けることから、以下のとおり事業運営方針及び予算編成方針を定めるものとする。

（１）事業運営方針

① 改正後の南砺市病院事業将来ビジョンに基づき、市立２病院の機能分化に着手すること（基本構想の策定）

② 地域診療センターを創設し、持続可能なへき地医療提供体制を確保すること

③ 市立２病院の一体的な運営に向け、統合事務局を設置すること

（２）予算編成方針

① 令和８年度に実施された診療報酬の改定を適切に予算に見積もること

② 病院事業を維持継続するために必要な財源の確保対策を検討し、予算に見積もること。ただし、一般会計からの新たな繰出金又は負担金を計上する場合にあっては、持続可能な地域医療提供体制の構築のために必要となる経費に限ることとし、財政課との事前協議を必須とする。

③ 医療機器、病院建物設備等の整備・更新に当たっては、緊急性、収益性、利用者への影響等を勘案のうえ、真に必要なものを選定し計上すること。また、近年の豪雨・落雷・猛暑など厳しい環境変化に対応し、院内の利用者、職員等の安全を確保するために必要となる経費については、確実に計上すること。

④ 市立２病院からの予算要求内容については、医療課が一次審査を行うものとし、特に、双方の病院に関わる事業については、病院間での十分な意思確認・協議が行われていることを確認すること。

２．水道事業及び下水道事業については、令和５年度改定の水道事業アセットマネジメント及び令和７年度改定の下水道事業ストックマネジメントとの整合性を図り、各施設の更新計画に合わせて、適切な事業費を算出するとともに、令和９年度の上下水道料金の改定を踏まえ、経費の削減を図り、経営の健全化に努めていく。

３．企業会計に対する「基準外繰出金」については、基準内繰出金の対象経費との精査を適正に行い、その必要性や積算根拠等を明確にして、可能な限り縮減に努めるものとする。